

**「神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例の改正(案)」
に対する意見の概要及び神戸市の考え方**

(※ご意見の内容は、いただいたご意見の主旨を損なわない範囲で要約しています。)
意見提出件数：5件(2通)

	意見の概要	神戸市の考え方
1	<p>三宮駅周辺の既存施設において、自転車駐車場の附置義務を免除するということだが、附置義務はあっても、それらを一般に開放する義務はなかったのではないか。</p> <p>私は自転車をよく利用するが、一般に開放されている駐輪場は少ない。屋上に駐輪場がある施設もあるようだが、買い物客に利用を促していたであろうか。附置義務条例はつくっても、それらを活用しているかどうかの確認は、神戸市はしないのか。</p> <p>事業者の利益を優先していると思えず、まずは利用しやすい駐輪場を設置するなど、神戸市民を優先してほしい。</p>	<p>本条例に基づき設置された附置義務駐輪場については、施設利用者のための駐輪場として開放すべきですが、それが条例では明記されていませんでした。そのため、平成27年に、駐輪場の所有者及び管理者に対して利用促進を図る努力義務を課す条例改正をしています。また、同改正において、利用しやすい駐輪場となるよう技術基準を定めるとともに、駐輪場の所有者及び管理者に対して、3年ごとに駐輪場の利用状況を神戸市に報告する義務を課し、神戸市側でも設置後の状況を確認できるようにしました。</p> <p>しかしながら、条例改正前に設置された施設に対しては改正により追加した条項が遡って適用されないため、強制力を持った指導はできていません。</p> <p>なお、三宮駅周辺の駐輪場については、昨年10月に公表した「三宮駅周辺の自転車駐車場整備の進め方」に基づき、附置義務免除に相当する分も含めて神戸市が主体的に整備を進め必要台数を確保することとしており、昨年10月以降、三宮駅北西部において約260台分の駐輪場を増設したところです。</p>
2	<p>商業施設だけでなく、市の施設も駐輪場が不備なものが多いので検討してほしい。 (婦人会館、あすてっぷ神戸、神戸市役所)</p>	<p>市の施設を含む官公署等への駐輪場の附置義務については、平成29年に実施した条例改正により追加しています。そのため、それ以前に設置された施設では駐輪場の設置義務がありませんが、いただいたご意見については今後の参考にさせていただきます。</p>

	意見の概要	神戸市の考え方
3	<p>条例一部改正（案）の趣旨で謳っている、「神戸のまちや経済全体を活性化」「魅力的で風格ある都市空間を実現」「三宮駅周辺地区の再整備」には賛成だが、なぜ自転車駐輪場の附置義務を免除すれば都市機能が向上するのか。なぜ既存の自転車駐輪場を無くして転用すれば都市機能が向上するのか。その科学的・合理的な根拠が明示されておらず、説明義務が果たされていない。</p>	<p>都心機能高度集積地区内にある既存の附置義務駐輪場では、屋上などに設置されているものがあり、これらは十分に利用されていない状況です。</p> <p>このことから、都心機能高度集積地区においては、特に現在使われていない駐輪場となっている空間を他の目的に転用することで、空間の有効活用を促すほうが、都市機能の向上に資すると考えています。</p>
4	<p>現状でさえ違法駐輪のために自動車と歩行者が迷惑を被っており、市民は違法駐輪のために死傷しかねない危険と隣り合わせの生活を余儀なくされている。このうえ駐輪場を無くせば、違法駐輪は更に悪化する。それとも神戸市政が責任をもって、三ノ宮駅周辺に代替となる大規模駐輪場を設置してこの問題を抜本的に解決するのか？しかし市が代替駐輪場を設置するという話は聞いた事がなく、本改正案でも一切触れられていない。</p> <p>本改正案によるメリットとデメリットは熟考されたのか。デメリットは市の責任において補填されるのか。</p>	<p>都心機能高度集積地区においては、昨年10月に新築・増築する施設に対する附置義務を免除する条例改正を行いました。あわせて「三宮駅周辺の自転車駐車場整備の進め方」を公表し、この中で、三宮駅周辺の駐輪場整備の当面の目標設置台数及び最終の目標設置台数をお示ししています。</p> <p>三宮駅周辺の駐輪場については、附置義務免除に相当する分も含めて神戸市が主体的に整備を進め必要台数を確保することとしており、昨年10月以降、三宮駅北西部において約260台分の駐輪場を増設したところです。</p> <p>なお、このたびの条例改正案は、都心機能高度集積地区内において既存の附置義務駐輪場の取り扱いを変更しようとするものであり、その検討にあたっては、附置義務駐輪場を管理している事業者に対しヒアリングを行い、条例改正後の意向を調査しました。</p> <p>その結果、施設来場者によく利用されている駐輪場を管理する事業者は、今後も駐輪場の管理運営を継続する意向であり、ご指摘のような条例改正後に駐輪場がなくなって放置自転車が増えるというデメリットが直ちに起こる見込みがないことを確認しています。</p>

意見の概要	神戸市の考え方
<p>5 三ノ宮駅周辺の違法駐輪は、今や悪名高かった大阪駅周辺のそれよりも酷い有り様である。これまで市は震災や地権者をダシに言い訳して、抜本的な改革を行わず、場当たりの対応ばかりして問題を先送りしてきた。その「先」が間近に迫ってきたため、今度は都市機能向上をダシに違法駐輪・駐輪場設置義務を無かった事にして、同様に市の責任も無いという保身を図っているだけではないのか。</p> <p>条例の改正案は結構だが、その前に違法駐輪を根絶してほしい。危険な違法駐輪の問題を解決せぬまま「神戸のまちや経済全体を活性化」「魅力的で風格ある都市空間を実現」「三宮駅周辺地区の再整備」を謳うなぞ片腹痛い。</p>	<p>神戸市では「駐輪場の整備推進」「自転車等放置禁止区域の指定」「自転車等放置禁止区域内の放置自転車等の即時撤去」の3つの取り組みを基本に放置自転車対策を実施しています。</p> <p>三宮駅周辺におきましても同様の取り組みを行っており、昨年10月に公表した「三宮駅周辺の自転車駐車場整備の進め方」に基づき、附置義務免除に相当する分も含めて神戸市が主体的に整備を進め必要台数を確保することとしており、昨年10月以降、三宮駅北西部において約260台分の駐輪場を増設したところです。</p> <p>また、今年4月には自転車等放置禁止区域の拡大を実施しました。</p> <p>違法駐輪については自転車利用者のマナーによる部分も大きいので、市民のご協力もいただきながら、今後も駅周辺等でできるだけ放置自転車が少なくなるよう対策を進めていきます。</p>